

解体工事業の取扱いについて

平成 2 8 年 8 月

精華町事業部監理課

解体工事については専門的な技術を必要とし、環境対策がより一層求められる業種ですが、建設業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 5 5 号）が施行され、業種区分として「解体工事」が新設されることとなりました。解体工事はこれまで「とび・土工工事」の業種区分に含まれていましたが、分離独立することとなりましたので、これらの改正に伴う本町の取扱いについて下記のとおりとします。

1. 入札参加資格登録について

本町が発注する建設工事の工種として「解体工事」を追加します。入札参加資格登録については、解体工事業の建設業許可を取得し、解体工事業の経営事項審査の総合評定値に点数がある場合、解体工事を工種として追加登録することが可能です。

2. 経過措置について

平成 2 8 年 6 月 1 日時点で、「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて、解体工事を営んでいる建設業者は、平成 3 1 年 5 月 3 1 日までは「とび・土工工事業」の許可で解体工事を請け負うことができます。（平成 3 1 年 6 月 1 日以降は「解体工事業」の許可が必要となり、「とび・土工工事業」の許可では請け負うことができなくなります。）

3. 発注要件について

本町における解体工事の発注要件については、これまでの発注実績に鑑みて、「建築一式工事業」、「とび・土工工事業」（平成 2 8 年 5 月 3 1 日以前に許可を取得したもの）、「解体工事業」の中から、工事の概要に適した工種で発注することとします。